

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 役員報酬に適用する査定率に関する要綱

制定 平成 20 年 9 月 18 日 20 産技総総第 296 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下、「産技研」という。）役員給与規程第 5 条の規定に基づき、常勤役員
の年俸の決定に際し、東京都地方独立行政法人評価委員会（以下、「評価
委員会」という。）による評価結果に応じて適用する査定率について定め
ることを目的とする。

(査定率)

第 2 条 評価委員会による評価結果に応じて適用する査定率は、次の表による。

評価委員会による評価結果	査定率
～特筆すべき業務の進捗状況にある。	110/100
～優れた業務の進捗状況にある。	105/100
～概ね着実な業務の進捗状況にある。	100/100
～業務の進捗状況に遅れが見られる。	95/100
～業務の進捗状況に大幅な遅れが見られ業務の改善が必要	90/100

(査定率の適用期間)

第3条 第2条の規定により決定された査定率の適用期間は、評価委員会による評価結果の通知を受けた日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、常勤役員が退職又は解任される場合は、その者が退職又は解任される日までとする。

(査定率の適用対象者の範囲)

第4条 評価委員会による評価の対象となった年度に在籍していなかった常勤役員については、前条までの規定にかかわらず査定率を適用しない。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。